



# 佐賀県公報

平成18年  
2月27日  
(月曜日)  
第12722号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

## 目次

### 告示

◎化製場等に関する法律に基づく動物の飼養又は収容の許可を受け

なければならぬ区域の指定の一部改正 (一一二・生活衛生課) 一

◎指定水防管理団体の指定の一部改正 (一一三・河川砂防課) 一

### 公告

○唐津港(東港地区)港湾整備事業に係る公募型指名競争入札 (港湾課) 一

### 教育委員会事項

◎教科用図書採択地区の設定の一部改正 (告示・二) 三

### 公安委員会事項

○平成十八年度警備員検定の実施 (公告) 三

## ○ 告示

### ◎佐賀県告示第百十二号

化製場等に関する法律に基づく動物の飼養又は収容の許可を受けなければならぬ区域の指定(平成十六年佐賀県告示第七百六十七号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月一日から施行する。

平成十八年二月二十七日

佐賀県知事 古川 康

第六号中「字新堀」を「字新堀 北方町大字志久字西浦、字追分、字土井神、字中尾、字菰牟田、字清水谷、字九十三杷、字内扇、字上千給、字木ノ元、字高野、字干給勘町、字林崎及び字沖ノ田並びに大字大崎字五ノ坪、字七ノ坪、字八ノ坪、字九ノ坪、字相ノ浦、字屋敷ノ坪、字寺田、字井手ノ元、字犬神及び字苔ノ谷」に改める。

第十一号口を次のように改める。

口 吉野ヶ里町

吉田字新田角、字上の原、字南角、字九反田、字蓮津、字丸野、字本角、字八本柳、字一本柳、字二本柳、字三本柳、字四本柳、字七本柳、字九本柳、字萩原、字中瀬尾、字栗崎、字鳥の隈、字殿隈及び字悦尾、田手字一本杉、字二本杉、字三本杉、字四本杉、字杉籠、字二本松、字一本黒木、字二本黒木及び字一本松、豆田字鶴角、字亀角及び字松角並びに立野字立野  
第十四号中イを削り、ロをイとし、ハをロとする。

### ◎佐賀県告示第百十三号

指定水防管理団体の指定(昭和四十三年佐賀県告示第百三十一号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月一日から施行する。

平成十八年二月二十七日

佐賀県知事 古川 康

「千代田町」の下に「吉野ヶ里町」を加え、「三田川町、東脊振村」及び「西有田町、山内町、北方町」を削る。

## ○ 公告

唐津港(東港地区)港湾整備事業について、公募型指名競争入札を行いますので入札参加申請の受付期間及び方法を次のとおり公告します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

また、この入札は佐賀県電子入札システムに登録して行います。

平成18年2月27日

佐賀県知事 古 川 康	
<p>1 工事概要</p> <p>(1) 工事業名 唐津港(東港地区)港湾整備事業工事</p> <p>(2) 工事場所 佐賀県唐津市東大島</p> <p>(3) 工事内容 歩廊橋製作据付け 1式</p> <p>内筒 W=1.80メートル H=2.20メートル L=13.50メートル</p> <p>外筒 W=2.50メートル H=2.30メートル L=16.00メートル</p> <p>総重量 約28トン</p> <p>(4) 工期 約10か月</p> <p>2 資格に関する事項</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項の規定において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者とする。</p> <p>(2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による鋼構造物工事に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(3) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号)第2条第2項の規定により鋼構造物Aの決定を受けていること。</p> <p>(4) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、本工事の入札参加資格確認申請書提出期限日から開札日までの間に受けていないこと。</p> <p>(5) 入札参加資格確認申請書の提出日以前6か月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。</p> <p>(6) 鋼構造物工事について営業年数が3年以上あること。</p>	<p>(7) 九州管内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。</p> <p>(8) 空港若しくは港における、鋼製歩行者用連絡渡橋(ボーディングブリック)又はギャンングウェイ)又は可動橋の設置工事(製作のみを含む。)を、平成7年4月1日から平成17年3月31日までの間に元請けとして竣工した実績(共同企業体の構成員としての実績は代表者のものに限る。)を有すること。</p> <p>(9) (8)に掲げる工事の施工経験を有する者を監理技術者又は主任技術者として当該工事に専任で配置できるものであること。</p> <p>3 入札参加申請書及び提出資料</p> <p>(1) 公募型指名競争入札参加申請書</p> <p>(2) 上記2(8)に掲げる工事の施工実績調査及び実績を証する資料として次に掲げるもの</p> <p>ア 契約書の写し、共同企業体協定書等 (当該工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」に登録されている場合は、前述の書類に替えて工事実績カードの写しを提出すること。)</p> <p>イ 工事経験を確認できる工事の仕様書、図面等の写し</p> <p>(3) 配置予定技術者調査書及び実績を証する書類</p> <p>(4) 経営事項審査結果通知書の写し(平成16年11月1日から平成17年10月31日までの間に審査基準日があるもの)</p> <p>(5) 特定建設業許可書の写し</p> <p>(6) 営業所一覧表(許可業種も記載されているもの)</p> <p>4 入札参加申請書及び提出資料の受付期間及び受付場所</p> <p>3の(1)の公募型指名競争入札参加申請書については、佐賀県電子入札システムに登録(提出)するとともに書面にて(2)の提出場所に持参するものとする。</p>

<p>3の(2)から(6)までについては、書面にて(2)の提出場所に持参するものとする。</p> <p>(1) 受付期間 平成18年3月7日から平成18年3月14日まで(土曜日及び日曜日を除く。)の9時から16時まで          なお、佐賀県電子入札システムによる受付は、9時から17時まで(最終日にあつては9時から16時まで)とする。</p> <p>(2) 書面による受付場所 佐賀県唐津土木事務所総務課          唐津市ニタ子三丁目1番5号          電話 0955-73-2862</p> <p>5 指名業者の選定          提出資料の審査結果を基に、本県の指名基準により指名業者を選定する。本工事の入札に参加できるのは、指名を受けたものに限る。</p> <p>6 入札予定          平成18年4月</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 申請書、提出資料作成要領等については、唐津土木事務所において配布するとともに、佐賀県ホームページ(URL: <a href="http://www.pref.saga.lg.jp/">http://www.pref.saga.lg.jp/</a>)に掲示する。</p> <p>(2) この公告に掲げる指名及び入札は、当該工事に係る平成18年度予算が成立しない場合は中止します。この場合は、佐賀県公報により公告します。</p> <p>8 問い合わせ先 唐津市ニタ子三丁目1番5号          佐賀県唐津土木事務所総務課          電話 0955-73-2862</p>	<p>教科用図書採択地区の設定(平成十七年佐賀県教育委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>平成十八年二月二十七日          佐賀県教育委員会          委員長 杉 町 隆一 郎          別表の豊栖市・神埼郡・三養基郡地区の項中「三田川町、東脊振村」を「田野ヶ里町」に改め、同表の伊万里市・武雄市・西松浦郡・杵島郡地区の項中「及び西有田町」及び「山内町、北方町、」を削除。</p> <p>庶 務          しのぞみぞ 平成十八年三月一日から施行する。</p>
<p>○ 教育委員会事項</p> <p>◎佐賀県教育委員会告示第一号</p>	<p>○ 公安委員会事項</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者について、次のとおり検定を実施します。</p> <p>平成18年2月27日          佐賀県公安委員会          委員長 檜 垣 南 治 子</p> <p>1 検定の種別及び級の区分          交通誘導警備業務2級</p> <p>2 検定試験の日時及び場所          (1) 日時          平成18年5月30日(火曜日) 8時30分から16時30分まで          (2) 場所          ユースピアさが(佐賀市大和町大字久池井3227番地)</p> <p>3 検定試験の内容          (1) 学科試験</p>

<p>ア 警備業務に関する基本的な事項に関すること。</p> <p>イ 法令に関すること。</p> <p>ウ 車両等の誘導に関すること。</p> <p>エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験</p> <p>ア 車両等の誘導に関すること。</p> <p>イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>4 受検資格</p> <p>佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県外に住所を有する警備員で、佐賀県内の営業所に属しているもの</p> <p>5 受検定員</p> <p>30人(予定。先着順とする。)</p> <p>6 検定申請の手続</p> <p>(1) 検定申請書の受付期間</p> <p>平成18年4月11日(火曜日)から平成18年4月20日(木曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)</p> <p>(2) 検定申請書の提出先</p> <p>住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課</p> <p>なお、郵送による検定申請は、受け付けません。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 検定申請書</p> <p>イ 申請者の住所地を疎明する書面、又は申請者が警備員である場合、当該営業所に属することを疎明する書面</p> <p>ウ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景</p>	<p>の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)</p> <p>(4) 受検票の持参</p> <p>検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定の当日に持参してください。</p> <p>7 検定の手数料等</p> <p>(1) 検定の手数料は、14,000円です。</p> <p>(2) 手数料は、検定申請書の提出時に佐賀県収入証紙により納入してください。</p> <p>(3) 手数料は、検定申請書受付後は、申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合でも返還しません。</p> <p>8 その他</p> <p>検定に際しては、筆記用具、印鑑及び実技試験時に使用する上履きを持参すること。</p> <p>9 問い合わせ先</p> <p>検定の詳細については、最寄りの警察署又は佐賀県警察本部生活安全企画課(電話 代表0952-24-1111 内線3033又は3034)に問い合わせてください。</p>
--	--

購読料 1か年11,800円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年二月二十七日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷

